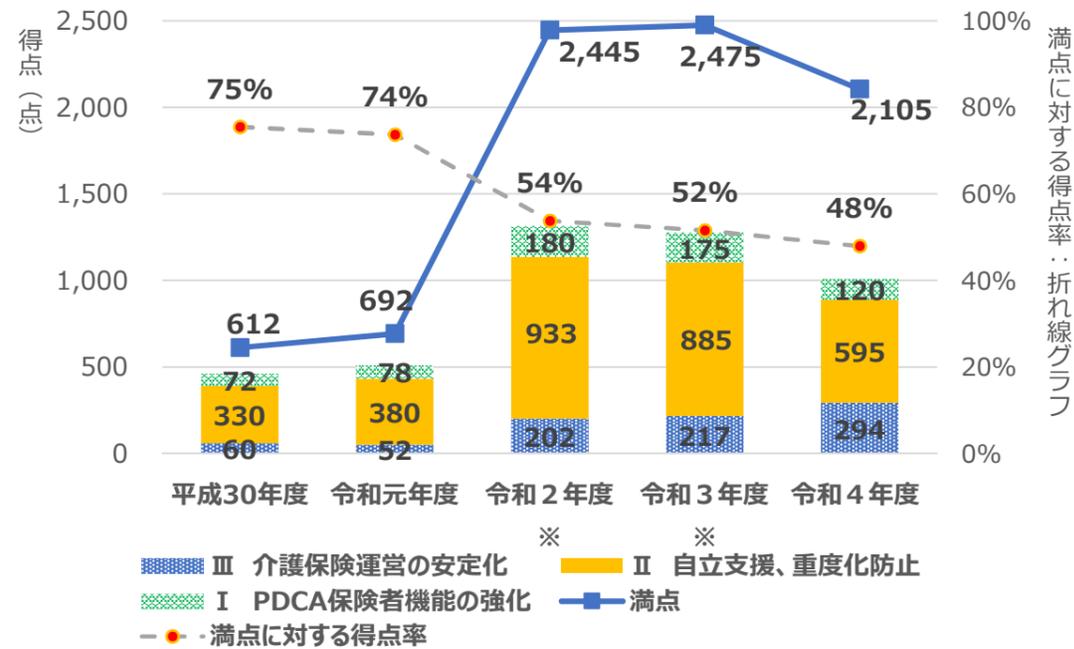


1. 評価結果の推移と今後の対応



※令和2年度以降は、保険者機能強化推進交付金と介護保険保険者努力支援交付金の評価結果の合計値
 ※令和3年度は、誤謬による修正を加味した得点・金額（見込み）

得点		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
I～III の合計	満点	612	692	2,445	2,475	2,105
	市川市	462	510	1,315	1,277	1,009
	得点率	75%	74%	54%	52%	48%
交付金額		5,559万円	5,715万円	8,729万円	8,115万円	7,850万円

■評価結果の推移

・介護保険保険者努力支援交付金が開始した令和2年度以降は、得点率が下がっている。

■今後の対応

・交付金の趣旨を踏まえ、介護予防や健康づくりの取り組みを強化する。

■参考（令和4年度実績・近隣市は総得点の順）

	満点	市川市	柏市	松戸市	船橋市	浦安市	鎌ヶ谷市
Iの得点	150	120	85	90	130	105	55
得点率		80%	57%	60%	87%	70%	37%
IIの得点	1,535	595	1,055	915	770	895	620
得点率		39%	69%	60%	50%	58%	40%
IIIの得点	420	294	258	345	275	136	199
得点率		70%	61%	82%	65%	32%	47%
I～IIIの合計	2,105	1,009	1,398	1,350	1,175	1,136	874
得点率		48%	66%	64%	56%	54%	42%
対前年度比		92.9%	100.7%	92.5%	91.4%	110.5%	170.1%

2. 分野別の結果と今後の取組み

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

■評価結果について（得点率80%）

概ね得点できているが、「要介護者等に対するリハビリテーション提供体制に関する分析」にかかる取組みの点が少なかった。

■今後の取組みについて

次期「市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定に向けて、リハビリテーション提供体制に関する代表的な指標の把握、専門職会議への報告及び意見聴取、意見に基づく目標設定等に取り組み、その後は指標の見直しや進捗管理を継続的に進める。

II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

■評価結果について（得点率39%）

- ・「介護支援専門員・介護サービス事業所等」は、前回同様、約9割の得点率である。
- ・「認知症総合支援」は前回より1割得点率を伸ばし約6割、「生活支援体制の整備」は前回より2割得点率を伸ばし約7割である。
- ・「在宅医療・介護連携」は約8割である。
- ・「介護予防／日常生活支援」の得点は前回同様に低く、得点率は約3割台である。
- ・「要介護状態の維持・改善の状況等」は前回より得点率が約4割下回る。要介護認定率やその変化率の評価であるが、いずれも平均値以下となっている。

■今後の取組みについて

サービスC（短期集中予防サービス）に関する取組

- ・令和4年10月より事業対象者および要支援認定者を対象とした通所型短期集中予防サービス事業を委託にて開始する。
- ・短期集中予防サービス事業を通じ、サービス終了後のつながり先を検討する仕組みを構築するため、地域ケア会議の活用や地域の通いの場の充実等についても検討していく。

通いの場の参加促進に関する取組

- ・通いの場に資する活動団体に対し、後期高齢者の質問票を活用し活動内容や人数の把握に取り組む。
- ・通いの場に参加していない者の健康状態や生活状況、医療や介護サービスの利用状況等を把握・分析し、参加促進の取組みに活かしていく。
- ・新型コロナウイルス感染拡大を受け活動を中止している団体の活動再開に向けて支援していく。

介護予防と保健事業の一体的実施に関する取組

- ・今後、「保健事業と介護予防の一体的実施」として専任の医療専門職を配置し、KDBデータ等の分析から、事業実施内容を検討していく。
- ・現在実施している一般介護予防事業に加え、健康状態不明者へのアウトリーチを実施する他、通いの場への医療専門職の積極的関与を行う。

III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

■評価結果について（得点率70%）

- ・「介護給付の適正化等」は前回より1割得点率が下回り約6割、「介護人材の確保」は前回より1割得点率を伸ばし、約9割の得点率である。
- ・得点できなかった主な要因として、介護給付の適正化について、ケアプラン点検の実施数や医療情報との突合結果の点検数などが挙げられる。

■今後の取組みについて

- ・ケアプラン点検の実施数について、新型コロナウイルスの影響により面談方式の点検が実施困難となり、実施数を伸ばせなかったが、オンライン、電話等の複数手段を用い、点検方法の見直しを行い、効率的な点検を実施していく。
- ・医療情報との突合について、他市の実施方法を確認し、点検対象とする案件の基準見直しを検討する。